

震災復旧・復興に関する地区説明会

1. 液状化調査の現状と今後の予定について
2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について
3. アンケート調査へのご協力について
4. 質疑応答

令和6年8月



内 瀬 町

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■内灘町における被災状況（R6. 8. 16時点）

最大震度	震度 5 弱
死者	1 名（うち災害関連死 1 名）
負傷者	重傷 5 名
避難所	8 箇所+自主避難所 9 箇所（5/9までに閉鎖）
避難者	1, 869名
断水被害	約7, 000世帯（4/15までに解消）
住家被害	2, 285棟（全壊122棟、半壊553棟、一部損壊1, 610棟）
非住家被害	604棟（全壊114棟、半壊281棟、一部損壊209棟）

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■ 応急仮設住宅等の状況 (R6. 8. 16時点)

※社会福祉協議会を通じて見回りを実施

賃貸型応急住宅	入居決定戸数	304戸
建設型応急住宅	建設戸数	75戸
	うち向栗崎団地 (プレハブ)	23戸
	千鳥台団地 (プレハブ)	11戸
	総合公園団地 (プレハブ)	20戸
	宮坂団地 (プレハブ)	11戸
	鶴ヶ丘団地 (トレーラー)	10戸
建設予定戸数	20戸	
	室団地 (木造) ※11月完成予定	20戸
公営住宅 (一時使用)	県営住宅	21戸
	うち鶴ヶ丘3丁目	15戸
	鶴ヶ丘	2戸
	白帆台	4戸



プレハブ
(向栗崎団地)



トレーラー
(鶴ヶ丘団地)

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■公費解体状況（R6. 8. 16時点）

公費解体（受付）	399棟（住家242棟、非住家157棟）
公費解体（着手）	55棟（住家 34棟、非住家 21棟）
公費解体（完了）	37棟（住家 26棟、非住家 11棟）



令和7年10月解体完了見込

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■ 公共施設の復旧状況

【道路】

障害物の除去、道路の隆起・陥没等の応急復旧を行い、順次測量（道路と民地との境界確認を含む）を実施。

（県道）宮坂～室区間の測量を実施中

（町道）秋以降、測量を実施予定



災害復旧工事の流れ

応急復旧



測量・地質調査
・地下埋設物調整



実施設計



本復旧

【上下水道】

漏水箇所の確認、破損した管及び離脱した管の修繕、仮設配管の設置等により応急復旧を完了。道路等と合わせて本復旧を予定。



1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■液状化対策検討のための調査内容（1）

実施済み

- ・ 既存資料の収集・整理
- ・ 既存資料からの被害要因の把握検討

■既存資料からの調査で判明した被災地の特性

【地形特性】：緩く干拓地側に傾斜(1~3度程度)した標高1~6m程度の低い土地

【地質特性】：表層から砂丘砂(新砂丘)、砂(旧砂丘)、粘性土、砂、砂と粘土の互層、砂礫が分布

【地下水特性】：概ね地盤面-1m前後と高く、高低差により砂丘から干拓地側に向けて流下

※北部と南部で、特性に違いはほとんどない

⇒上記の特性と震度5程度の地震動により、液状化による側方流動が発生したと考えられる

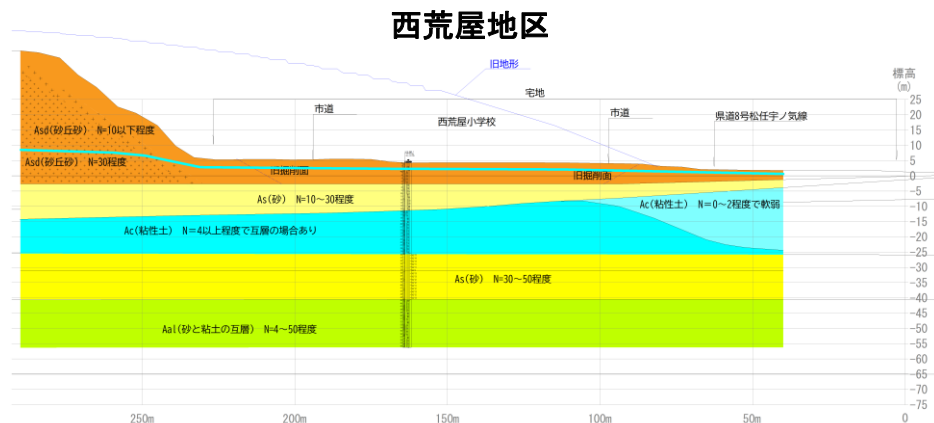


表 地質区分表

記号	土質	記事
Asd	砂丘砂	N=10以下程度
As 1	砂	N=10~30程度
Ac 1	粘性土	N=0~2程度で軟弱な粘性土層が河北潟に近い箇所に分布する
Ac 2	粘性土	N=4以下程度(砂質土と互層の場合がある)
As 2	砂	N=30~50程度
Aa1	砂と粘土の互層	N=4~50程度
Pg	砂礫	N=50以上で工学的基盤と考えられる

図 想定地質断面図（左図）

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

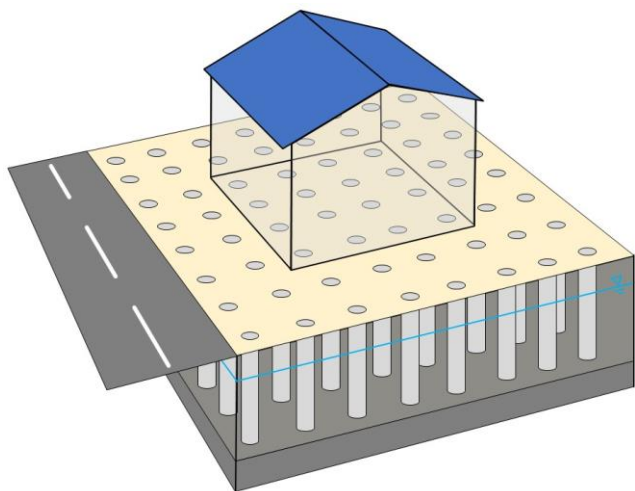
■地域特性等を踏まえた、現状で想定される対策工法案

①地盤改良工法

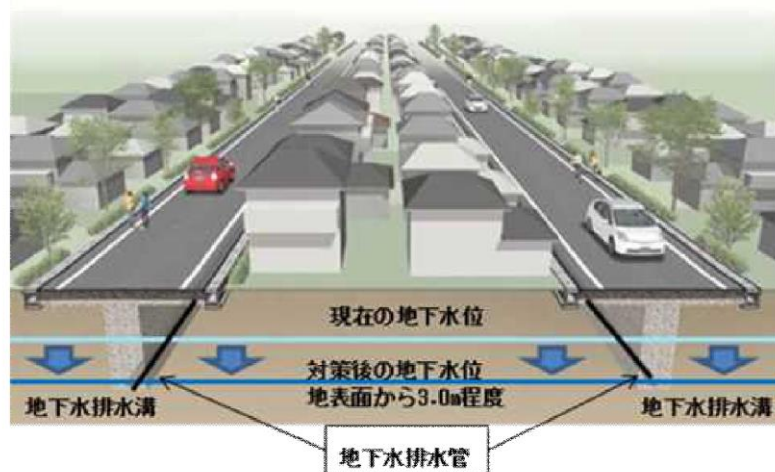
- 対策概要 : 密度増大工法などにより、地盤強度を上げて液状化を防ぐ
 メリット : 工法の種類・実績が多い、維持管理等が不要
 デメリット : 費用が比較的高く、家屋がある場合は施工に工夫が必要
 地盤改良ができない場所がある場合、再液状化リスクが残る

②地下水位低下工法

- 対策概要 : 公道に地下埋設管等を設置し、地下水位を低下させて液状化を防ぐ
 メリット : 宅地部の液状化対策が不要（家屋があっても施工が可能）
 デメリット : 集水管や排水ポンプ等の維持管理および費用が必要
 地下水位の低下による宅地の地盤沈下リスク



図① 地盤改良工法イメージ



図② 地下水位低下工法イメージ

出典：「市街地液状化対策推進ガイダンス【本編】」p5

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■液状化対策検討のための調査内容（2）

実施中

【地形、変位量の把握調査】 ⇒ 航空レーザー測量

【地質・地下水状況の把握、解析検討に必要なデータ取得のための調査】

⇒ ボーリング調査（8箇所）、サウンディング調査（17箇所）、揚水試験等、室内土質試験

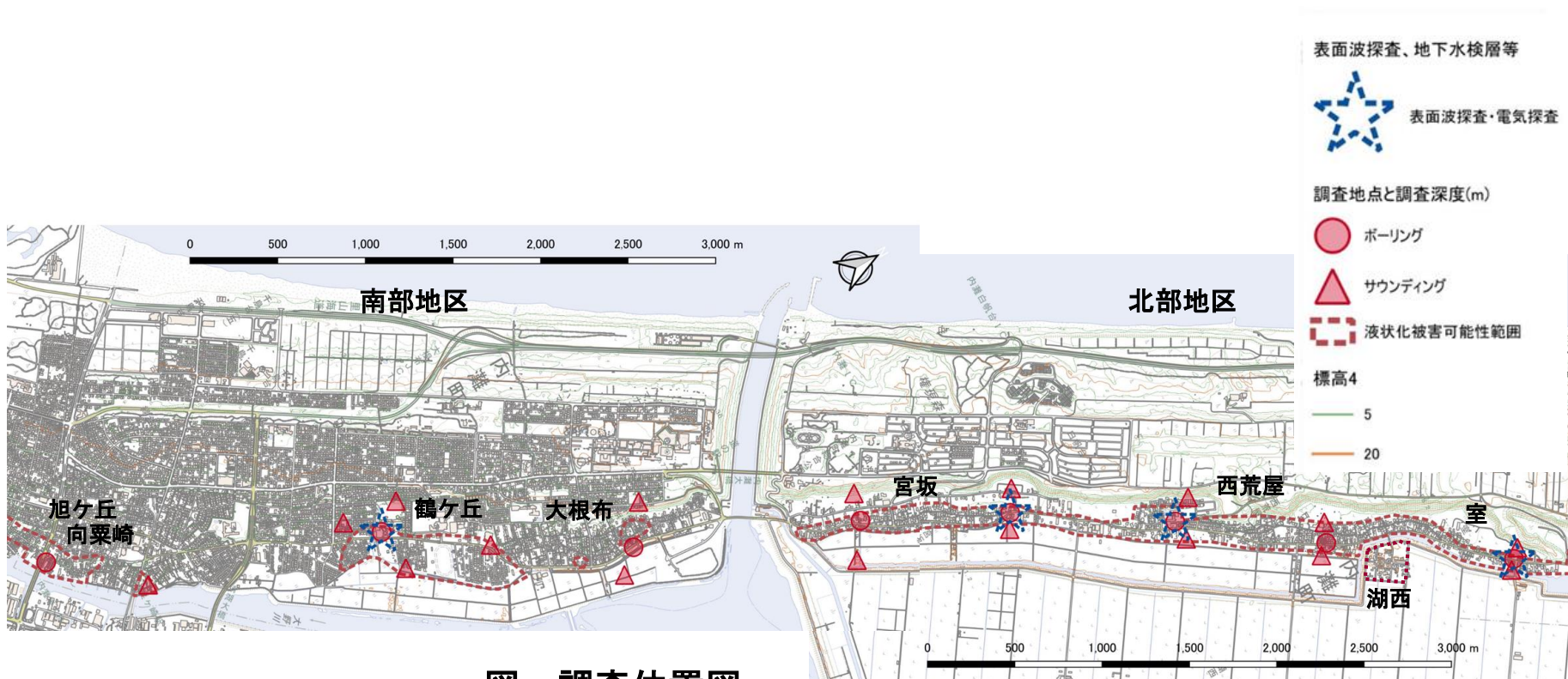
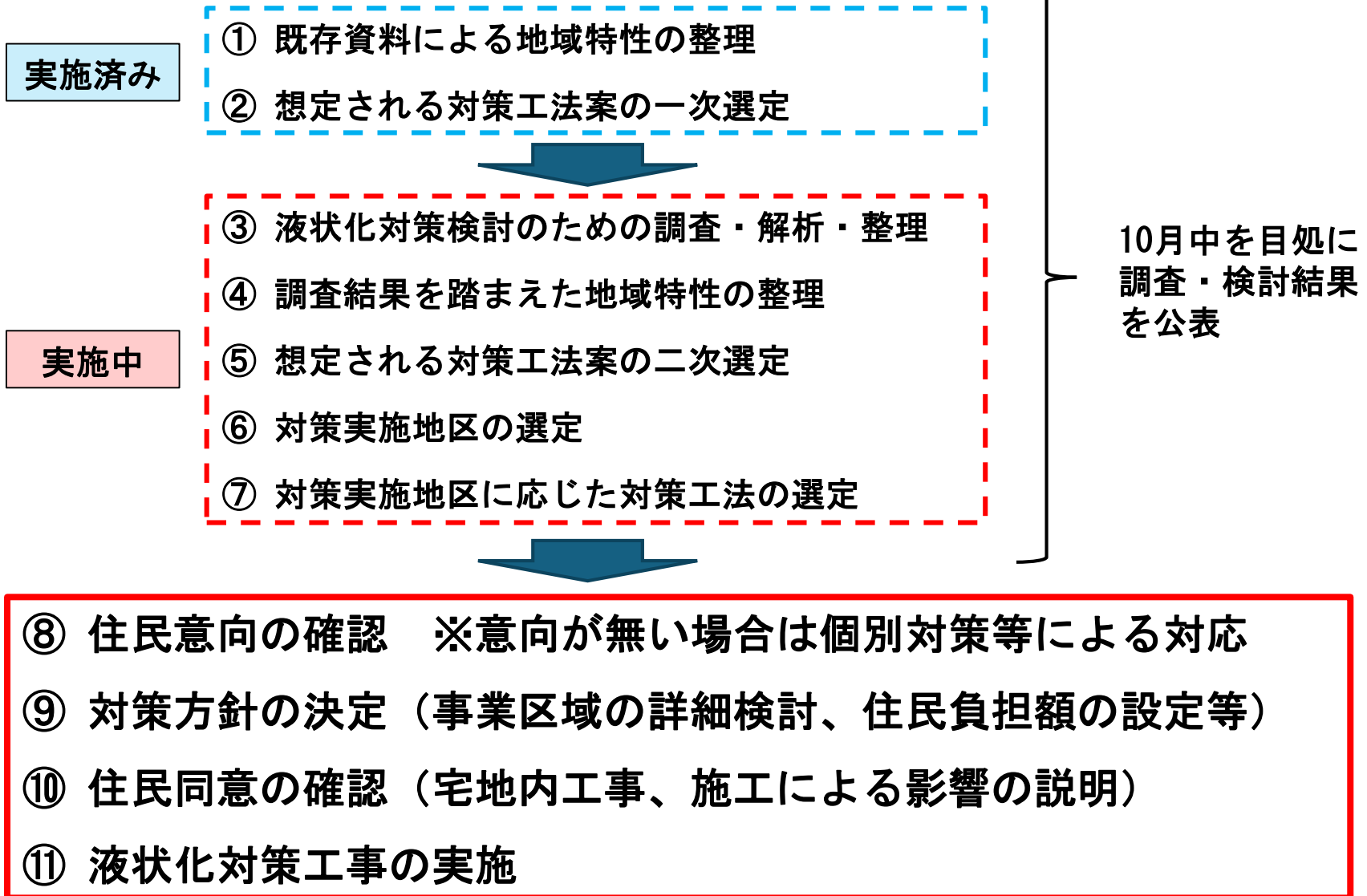


図 調査位置図

1. 液状化調査の現状と今後の予定について

■今後の検討事項等



2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について

■再建にかかる支援制度

再建方法	支援制度	支援金額	支援金額計 (最大)
建設	①被災者生活再建支援金 ・義援金・特別給付金	20～495万円	1,453.3万円
	②被災宅地等復旧支援事業	最大958.3万円	
購入	①被災者生活再建支援金 ・義援金・特別給付金	20～495万円	495万円
補修	①被災者生活再建支援金 ・義援金・特別給付金	20～395万円	1,683.9万円
	②被災宅地等復旧支援事業	最大958.3万円	
	③住宅耐震化促進事業	最大250万円	
	④住宅の応急修理制度	半壊以上最大70.6万円 準半壊最大34.3万円	
	⑤危険ブロック塀撤去	最大10万円	
賃貸	①被災者生活再建支援金 ・義援金・特別給付金	20～345万円	345万円

2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について

①被災者生活再建支援金・義援金・生活再建特別給付金

(万円)

被害の程度	被災者生活再建支援金			義援金			特別給付金	合計	
	基礎支援金	加算支援金	計	県配分 (1~3次)	町配分	計			
全壊・ 半壊解体	100	建設・購入	200	300	180	10	190	5	495
		補修	100	200					395
		賃借	50	150					345
大規模半壊	50	建設・購入	200	250	135	10	145	5	400
		補修	100	150					300
		賃借	50	100					250
中規模半壊	-	建設・購入	100	100	90	10	100	5	205
		補修	50	50					155
		賃借	25	25					130
半壊	-	建設・購入	100	100	45	10	55	5	160
		補修	50	50					110
		賃借	25	25					85
準半壊	-	建設・購入・補修・賃借	15	15	35	10	45	5	65
一部損壊	-	建設・購入・補修・賃借	5	5	10	3	13	2	20

2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について

②被災宅地等復旧支援事業

(担当：都市建設課 076-286-6710)

・対象物件

令和6年能登半島地震で被災を受けた宅地
(被災時に住宅の用に供されていたもの)

・対象者

宅地の所有者、管理者または占有者

・補助事業の適用開始日

令和6年1月1日から

・対象工事（工事に伴う調査・設計費を含む）

- 1 のり面・擁壁・地盤の復旧工事
- 2 液状化被害再発防止のための住宅建屋の地盤改良工事
- 3 **住宅基礎の傾斜修復工事**

・補助額

対象工事費から50万円を控除した額に対して6分の5を乗じた額

※対象工事費が1,200万円を超えた場合は、補助額は一律958.3万円

※補助金は複数回に分けて申請可能

補助額	補助額：最大958.3万円 (補助対象：上限1,200万円)			
	復興基金	町	所有者	
	2/3	1/6	1/6	50万円
応急修理などの少額工事相当を控除				
補助内容	擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、 住宅の地盤改良、 傾斜修復 など			

工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
補助額	0万円	41.6万円	125万円	375万円	791.6万円	958.3万円

2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について

③住宅耐震化促進事業

(担当：都市建設課 076-286-6710)

・対象物件

- ①昭和56年5月31日以前に工事が着手された住宅
- ②令和6年能登半島地震により被災し、り災証明が発行された住宅
- ①又は②かつ、耐震診断により耐震性が不足している住宅が対象

・対象者

住宅の所有者 又は 居住者

・補助事業の適用開始日

令和6年4月1日から

・対象工事

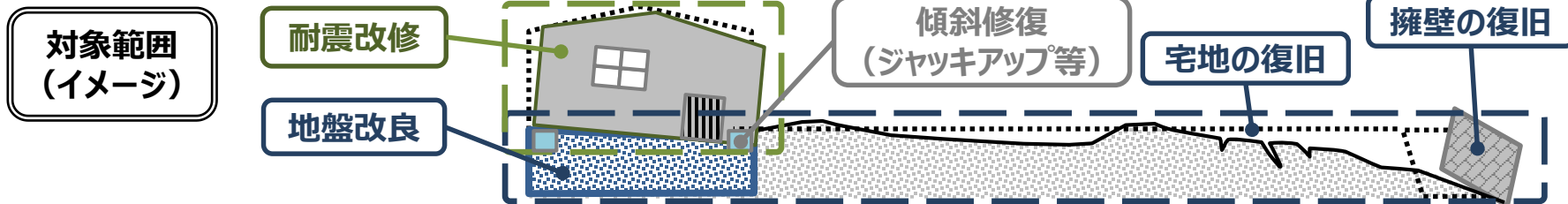
- 1 耐震改修工事（耐震診断の評点1.0未満から1.0以上にする工事）、**住宅基礎の傾斜修復工事**
- 2 建替え工事（公費解体を実施しない住宅が対象）

・補助金額

- 耐震診断費・・・補助率 3/4（補助上限額：9万円）
 診断費用が12万円を超えた場合は、支給額は一律9万円
- 耐震改修工事・・・耐震診断で、耐震化率1.0未満の建物が対象（傾斜修復を含む）
 補助率 10/10（補助上限額：250万円）
 工事費が250万円を超えた場合は、支給額は一律250万円

補助額	定額補助：最大250万円		
	国 60万円	県 45万円	町 145万円
	（耐震診断により耐震性がない住宅が対象）		
補助内容	地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、 傾斜修復 など		

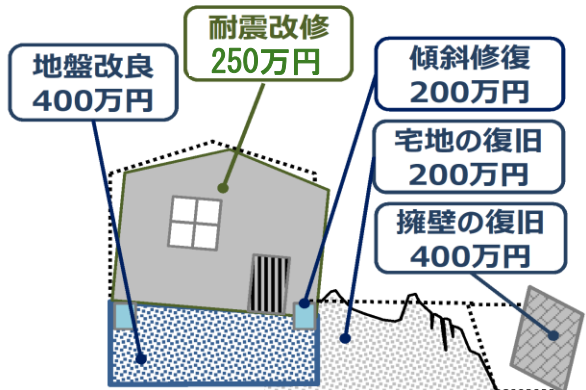
2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について



〔注〕 傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっているが、いずれかの補助を選択（両方の併用不可）

事例 1

宅地の復旧と住宅の耐震化を行う場合
(傾斜修復はいずれかの補助を選択可)

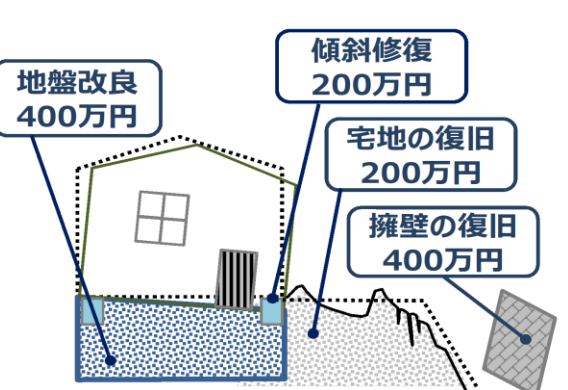


対象事業費：1,450万円

補助額	宅地復旧： 958.3万円
	耐震改修： 250.0万円
	計： 1,208.3万円

事例 2

住宅が全壊し、住宅再建とあわせて宅地復旧を行う場合
(耐震改修は実施しない)

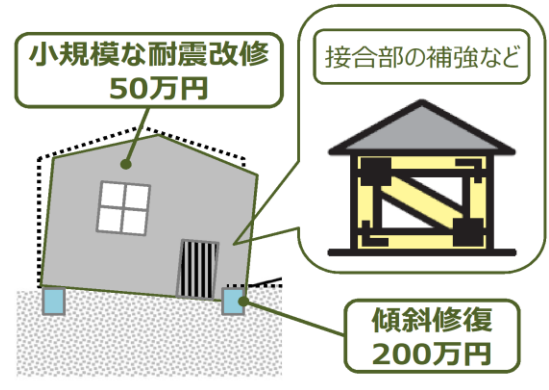


対象事業費：1,200万円

補助額	宅地復旧： 958.3万円
	計： 958.3万円

事例 3

小規模な耐震改修にあわせて傾斜修復を行う場合



対象事業費： 250万円

補助額	耐震改修： 250.0万円
	計： 250.0万円

2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について

④住宅の応急修理制度

(担当：地域産業振興課 076-286-6708)

(担当：都市建設課 076-286-6710) ※9/2以降

住宅の屋根・床・壁・窓・台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分の応急的な修理について、町が修理業者に修理を依頼し、実施します。(※上下水道などの配管含む)

費用の限度額：半壊以上 706,000円

準半壊 343,000円

※費用は町から修理業者に直接支払います。なお、限度額を超える部分は自己負担となります。

※応急修理を行う場合、公費解体制度は併用できません。

完了期限：令和7年12月31日

⑤危険ブロック塀除却

(担当：都市建設課 076-286-6710)

道路を通行する人の安全確保等を図るため、倒壊等の危険性があるブロック塀を除却する費用の一部を補助します。

【危険ブロック塀】

道路に面しており、亀裂・傾きもしくはぐらつき、その他損傷が生じている等通行人の安全を脅かす恐れのあるもの

補助金額：4,000円/m²以内※限度額100,000円

完了期限：令和7年3月31日

2. 被災宅地等復旧支援制度の概要について

補助申請・個別相談窓口

■補助申請・個別相談窓口の受付について

窓口での申請、相談は電話での事前予約制となります。

※都市建設課（076-286-6710）に電話予約の上、ご来庁ください。

電話予約受付・・・令和6年8月26日（月）午前9時から

窓口開設日・・・令和6年9月2日（月）

開設場所・・・内灘町役場2階都市建設課

■お願い事項について

まずは、建築業者に復旧内容を相談し、見積書をご用意してください。

制度内容が難しいため、見積もり内容を確認の上、補助対象となる部分や想定される補助金額を個別相談で説明します。

説明された内容をご確認の上、復旧工事内容を再度検討し、補助申請をしてください。

■復旧工事にかかる土地境界の確認について

液状化による側方流動で、法務局に登録されている境界と現地がずれている箇所が見受けられます。トラブルを防ぐために必ず隣接者と境界確認を実施したあとに、復旧工事を実施してください。法務局に登録されている境界と異なる場合は、所有権界の確認を行い、確認書を交わすことで、トラブルを防ぐことができます。

【震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ】

石川県では、震災住宅相談ダイヤルを設置しています。電話にて建築士等が、被災された住宅の修繕等の技術的な相談をお受けいたします。

電話番号：076-214-8686

受付時間：10:00～12:00、13:00～15:00（祝祭日を除く、月～金曜日）

3. アンケート調査へのご協力について

■アンケート調査の実施

調査目的：

①住宅の再建意向

- ・修理や再建築等の予定や目標の把握

②災害公営住宅入居に関する意向

- ・必要戸数や建設場所（白帆台以北等）の検討

③内灘町の将来について

- ・災害復興計画の施策への反映
- ・持続的なまちづくりの推進検討（北部地区における市街化調整区域の解消の検討等）

調査時期：令和6年8月中旬～9月2日（月）

調査対象：液状化による被害があったと考えられる地域において被災された方

調査方式：郵送によるアンケート用紙の配布
（郵送またはWEBによる回答）

内灘町の復興に関するアンケート調査のお願い

令和6年能登半島地震で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。
内灘町では被災された皆様が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」を基本理念に、復旧・復興に向けた取組を進めています。

今回、今後の住宅再建や災害公営住宅の建設・入居、将来に向けた復興計画等に関するご意向を把握するため、お住まいに被害を受けた方を中心にアンケート調査を実施させていただきます。

調査の目的をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年8月 内灘町

<アンケートのご回答方法について>

1. ご回答は、被災世帯の世帯主または世帯員がお答えください。
2. 回答後は、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストに投函してください。（切手の貼付は不要です。）
3. WEBによる回答も可能となっております。右の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、ご回答してください。その場合、調査票の返信は不要です。
4. 郵送、WEB回答ともに、令和6年9月2日（月）までにご返信ください。
5. アンケートの返信先は本調査の業務委託業者（株式会社日本海コンサルタント）となっております。ご理解願います。



【個人情報の取扱いについて】

この調査票は、皆様のご要望を把握し施策・事業に反映することを目的に、「記名式」として扱います。頂いた個人情報は厳重に管理するものとし、復旧・復興に向けた検討以外の目的では使用しません。

<お問い合わせ先>

内灘町 都市整備部 企画課 復興推進室

TEL：076-286-6727 FAX：076-286-6709 E-mail：kikaku@town.uchinada.lg.jp